

問は問い合わせ先です

農作業を委託されている方へ 領収書の受け取りを忘れずに

広報しろいし8月号でもお知らせしましたが、平成19年分の確定申告から「農業所得簡易計算」が廃止され、実際の収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」での申告となります。

収支計算を行うには領収書など、必要経費の分かる書類が必要になります。農作業を委託されている方は、領収書を発行してもらったのを忘れないようにしてください。領収書がない場合は原則、必要経費とみなされません。

領収書を発行してもらうときは

領収書には支払った金額や受領日のほか、受取人の住所と氏名の記載が必ず必要になります。本市では後日、農作業の請負人と委託人の申告状況を確認しますので、領収書を発行してもらうときは記入漏れがないようご注意ください。

◎生活環境課 ☎22-1313

市内の環境浄化が進んでいます 青少年相談センターから

7月に有害広告物撤去活動を実施しましたが、有害広告物はほとんど見当たりませんでした。環境に関する情報をお寄せください。

11月17日(土)に青少年健全育成市民のつどいを開催します

今年も、青少年健全育成活動を積極的に進めている市内の小・中・高校、地域の団体から活動について発表をいただきます。

第30回交通安全市民大会を開催します

交通安全思想の推進と悲惨な交通事故や飲酒運転の撲滅を目的として、交通安全市民大会を開催します。ぜひご参加ください。

◎生活環境課 ☎22-1314

オストメイト相談会を開催します

県内のオストメイト(人工こう門・人工ぼうこう保持者)とご家族を対象にした、術後のケアや補装具などに関する相談会です。

10月13日(土)13時～16時

◎生活環境課 ☎22-1314

仙台労働時間等相談センターを「存じますか?」

(社)全国労働基準関係団体連合会では、長時間労働や残業手当、労働条件の変更と解雇退職、いじめなど、労働関係のあらゆるご相談に応じています。本人・ご家族を問いませんので、お気軽にご相談ください。

◎生活環境課 ☎22-1314

退職したときは国民年金の特例免除制度をご利用ください

会社などで厚生年金に加入していた方も、20～60歳までの間に退職したときは国民年金の第1号被保険者となり、自分で保険料を納めなければなりません。納付が困難なときは、免除制度を利用しましょう。申請には離職票や雇用保険受給資格者証などの写しが必要ですが(所得制限あり)。詳しくはお問い合わせください。

年金記録の照会を市役所で取り次ぐことができます

市内在住で年金加入記録の照会を希望される方は、免許証や保険証など、住所や氏名、生年月日などが確認できるものと、年金手帳や年金証書など、基礎年金番号が分かるものをご用意の上、市民課

年金の記録相談

◎市民課 ☎22-1312

「準備が大切 人も機械も」秋の農作業安全運動展開中

9月15日から11月30日までは、秋の農作業安全運動期間です。秋の農繁期に60歳以上の高齢者の農作業事故が多く発生しています。「慣れた仕事だから」と油断せず、早めに機械の点検や整備を行いましょう。焦りは事故のもとです。余裕のある作業計画を立て、事故防止に努めましょう。

- 定期的な休憩を取れる無理のない作業計画を作成する。
- 狭い農道を走行する際は、路肩の状況を事前に確認する。
- 農作業や機械作業に適した服装を心掛ける。
- ほ場の出入りやあぜ越えは、適切な速度で慎重に行う。
- 機械などの点検や調整時には、最初にエンジンを停止する。

我が家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」

今月は、資源ごみ「紙類」の分別と出し方です。紙類は、①新聞紙、②雑誌・本、③衣類、④段ボール、⑤紙パック、⑥雑紙に区分されます。①～⑤は必ず十文字のひもを付けて出してください。(雨や雪でぬれる場合は赤の指定袋へ)。⑥の雑紙は、赤の指定袋に入れてください。

- 新聞紙には折り込みチラシを含めても構いません。
- 衣類は綿が50%以上のものに限り、50%未満のものは燃やせるごみになります。
- 段ボールは切り口が波状のものだけ、60cm角以内にたたみ込んでください。
- 紙パックは内側が白地のものに限り、白地以外のものは燃やせるごみになります。
- 雑紙とは、①から⑤以外の紙類で、ティッシュやたばこの箱、菓子箱、コピー用紙などです。
- ①から⑥の紙類はすべてリサイクルできます。リサイクルできる紙資源ごみを燃やせるごみ袋の中に入れていせんか。今年7月の可燃ごみ質分析で、本市の燃やせるごみの中に紙資源ごみが12.3%含まれていました。市民の皆さまのご協力をお願いします。

◎生活環境課 ☎22-1314

「みやぎ手帳」をあつせんします

最新の統計資料や市町村一覧、行事予定などを掲載し、見やすく使いやすい、平成20年版「みやぎ手帳」をあつせんします。

頒布価格(税込)

大型版(17.5×8.8cm) 500円

10月15日から21日は秋の行政相談週間です

10月15日から21日は、秋の行政相談週間です。総務省では、行政相談制度のより一層の利用を促進するため、行政機関や独立行政法人、特殊法人などへの苦情や意見、要望といったご相談に応じ、その解決のお手伝いを行っています。

巡回行政相談所を開設します

10月20日(土) 13時30分～15時30分

◎生活環境課 ☎22-1314

平成20年次就学時発達検査を実施します

来年4月に小学校就学予定の児童を対象に「発達検査」を行います。左記の日程で検査をお受けください。当日は保護者または代理の付き添いをお願いします。

学校名	実施月日	受付時間
大鷹沢小学校	10月2日(火)	13:30～13:50
深谷小学校	10月12日(金)	13:45～14:00
白石第二小学校	10月12日(金)	14:00～14:20
越前小学校	10月12日(金)	14:00～14:15
白川小学校	10月15日(月)	13:30～13:45
大平小学校	10月17日(水)	13:30～13:50
白石第一小学校	10月18日(木)	男子13:30～13:50 女子14:10～14:30
小原小学校	10月18日(木)	14:45～14:55
斎川小学校	10月26日(金)	13:30～13:40
福岡小学校	10月26日(金)	13:45～14:00

10月は児童手当の支給月です

平成19年6月から9月まで、4カ月分の児童手当を振り込みます。10月5日以降、該当する金融機関でお受け取りください。

なお、今回から「支払通知書」の様式が変更になりました。10月期の振込日前に今後1年分(10月期・2月期・6月期)の内容を通知しますので、ご確認ください。※現況届が未提出の方は、児童手当が振り込まれませんので、至急手続きを行ってください。

◎子ども家庭課 ☎22-1363

「美」のついでに悪質商法

今月号では、当相談室に相談が寄せられた事例の中から、主に若い女性をターゲットにした悪質商法をご紹介します。

事例1

新聞折り込みの求人広告に掲載されていたエステサロンの面接に行ったところ、「仕事に必要な化粧品セットを購入してください。今契約すれば30%引きで購入でき、給料から天引きされます。」と言われました。

事例2

仙台市の路上で「エステを無料体験しませんか?」と声を掛けられ、体験したところ「あなたは老廃物が排出しにくい体質なので、サプリメントを飲んで内部から改善した方がよい。」と言われました。サプリメントと化粧品を購入しましたが、高額なので解約したいのですが。

事例3

「宝飾品をセット購入し、一つだけ自分の好きな商品をチョイス。ほかの商品は一般の方にレンタルできます。」との勧誘で5セットを購入し、選んだ1品以外はレンタルのため返却しました。しかし、いつまでも返却しませんでした。が入金されないで、もうやめた

このほかにも、高額な化粧品の割引をえさに、友人から友人へと芋づる式に入会を勧誘する悪質商法もあります。スタイルも大事ですが、本当に自分に必要かどうかを考え、その場での契約は避けましょう。

また、高齢者を狙った事例も少なくありません。「健康アンケート」と称して一人暮らしの高齢者宅を訪ね、最後に健康器具や健康食品の購入を迫る事例や、「床下の無料点検です。」と親切を装い、水漏れを発見すると高額な床下換気扇の購入を勧める事例も報告されています。

以前ご紹介した「民事裁判取り下げ」や「通販未払い督促」、「民事訴訟最終通告書」などの通知書も再び増えてきました。連絡は絶対しなさい、「借金を一本化しませんか?」という「保証料詐欺」も増えています。おいしい話にはくれぐれもご注意ください。まずは当相談室にご相談ください。

高橋時代の友人からの勧誘でエステを千円で体験したところ、「体質改善をしないとやせられない」と言われてエステチケットと化粧品、健康食品を購入しました。学生には高すぎるのでどう解約したいのですが。